

道水路等使用承認申請書

令和 年 月 日

大江口土地改良区 理事長 殿

住 所

氏 名 ⑩

電 話 （ ） ー

下記の通り使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 道水路等の所在地及び名称
妙高市大字 番地先
- 使用面積
- 使用目的及び利用計画
- 使用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- その他参考となる事項

承 認 書

大江口土改発第 号
令和 年 月 日

上記申請の道水路等使用について下記条件を付して承認する。

大江口土地改良区
理事長 早津 修一

記

- 使用面積等
- 使用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- 使用料

※枠内は記入しないで下さい。

添付書類

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1 所在地図（縮尺50000分の1程度） | 5 使用面積積算表 |
| 2 更正図の写し | 6 大字区長の承諾書 |
| 3 実測平面図（1000分の1以上） | 7 利害関係人の承諾書 |
| 4 使用面積求積図 | 8 現況 状況 写真 |

(別 記) その他の条件

(農作業車の通行)

- 農作業機械の通行に支障を来さないこと。

(農道使用中の補修)

- 農道使用に伴う補修については、その都度補修し円滑な農道として保守する。

(使用後の補修)

- 農道使用後は、原形復旧し大江口土地改良区の立合いを受けること。

(稲及び畑作物の被害補償)

- 土煙等によって稲及び畑作物に被害が出た場合、被害者、土地改良区、原因者と協議の上、その被害程度に応じて原因者が補償する。

(承認の取消)

- 理事長は次の各号に該当するときは、承認を取り消すことができる。
イ 申請内容に違背したとき。
ロ 承認条件を守らなかったとき。
ハ その他土地改良区において判断したとき。

(使用料等)

- 使用料は別に発行する納入告知書により指定期限までに納入すること。
- 使用料は期間中であっても変更することがある。
- 使用の権利を他人に移転しようとするときは、理事長の許可を受けること。
- 使用期間満了後引き続き使用しようとするときは、期間満了の1か月前までに期間更新の申請をすること。

道水路等使用承認申請書

令和 年 月 日

大江口土地改良区 理事長 殿

住 所

氏 名

㊞

電 話

下記のとおり使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 道水路等の所在地及び名称
妙高市大字
- 使用の種類、量(本数、面積、延長等)
- 使用目的及び利用計画
- 使用年月日
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
- その他参考となる事項

承認書

大江口土改発第 号
令和 年 月 日

上記申請の道水路等使用について下記条件を付して承認する。

大江口土地改良区
理事長 早津 修一

記

- 使用面積等 m²
- 変更年月日 令和 年 月 日 から 撤去の日まで
- 年間使用料

※枠内は記入しないで下さい。

添付書類

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1 所在地図（縮尺50000分の1程度） | 5 使用面積積算表 |
| 2 更正図の写し | 6 大字区長の承諾書 |
| 3 実測平面図（1000分の1以上） | 7 利害関係人の承諾書 |
| 4 使用面積求積図 | 8 現況 状況 写真 |

（備考）

- 使用目的が工作物の設置である場合には、さらに工事計画説明書、設計書、縦横断面図、工作物の構造図等必要な図書を添付すること。
ただし、軽易なものは工事計画及び工作物の大要を知ることで済む説明書。

（別 記）その他の条件

- 工事施工にあたり、道路既設構造物等を損傷しないよう入念に施工し、やむなく損傷した場合は、理事長の指示する工事方法で費用負担の上すみやかに復旧すること。
- 掘削、埋戻しについては十分なる転圧をし、後日路面沈下のないように入念に復旧すること。また、残存物件については現場よりすみやかに搬出し、諸車及び通行人の支障にならぬよう処置すること。
- 工事を完了したときは、報告し検査を受けること。
- 道水路の維持管理上、埋設物の布替え、移設等が生じたときは1ヶ月以内に申請者の全額負担で布替え、移設を行うこと。
- 使用する土地の区域境界に境界柱を建植すること。
- 使用料は、別に発行する納入告知書により指定期限までに納入すること。
- 使用料は、期間中であっても変更することがある。
- 使用の権利を他人に移転しようとするときは理事長の許可を受けること。
- 使用期間が満了し、又は使用を廃止したときは、理事長に届け出て、当該公共物を原状に回復し、検査を受けること。
- 使用期間満了後引き続き使用しようとするときは、期間満了の1ヶ月前までに期間更新の申請をすること。
- 公共物管理上その他公益上必要があるときは、使用許可を取消し又は許可の内容を変更することができる。
- 転用地に接している用水路管理（草刈、水路清掃等）は、転用者が行なうこと。
- 工作物の設置場所での諸事故については、申請者の責任と負担において処理すること。

道水路等使用変更承認申請書

令和 年 月 日

大江口土地改良区 理事長 殿

住 所

氏 名 ㊟

電 話 () ー

下記の通り変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 道水路等の所在地及び名称
妙高市大字
- 使用の種類、量(本数、面積、延長等)
- 変更内容
- その他参考となる事項
 - 撤去後、土地改良区と現地の立会いを行う。
 - 撤去工事で水路等を破損した場合、自社で修繕工事を行う。

承認書

大江口土改発第 号
令和 年 月 日

上記申請の道水路等使用について下記条件を付して承認する。

大江口土地改良区
理事長 早津 修一

記

- 使用面積等
- 使用期間
- 使用料

※枠内は記入しないで下さい。

添付書類

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1 所在地図（縮尺50000分の1程度） | 5 使用面積積算表 |
| 2 更正図の写し | 6 大字区長の承諾書 |
| 3 実測平面図（1000分の1以上） | 7 利害関係人の承諾書 |
| 4 使用面積求積図 | 8 現況 状況 写真 |

（備考）

- 使用目的が工作物の設置である場合には、さらに工事計画説明書、設計書、縦横断面図、工作物の構造図等必要な図書を添付すること。
ただし、軽易なものは工事計画及び工作物の大要を知ることできる説明書。

（別 記）その他の条件

- 工事施工にあたり、道路既設構造物等を損傷しないよう入念に施工し、やむなく損傷した場合は、理事長の指示する工事方法で費用負担の上すみやかに復旧すること。
- 掘削、埋戻しについては十分なる転圧をし、後日路面沈下のないように入念に復旧すること。また、残存物件については現場よりすみやかに搬出し、諸車及び通行人の支障にならぬよう処置すること。
- 工事を完了したときは、直ちに完了届けを提出し検査を受けること。
- 道水路の維持管理上埋設物の布施替え、移設等が生じたときは1ヶ月以内に申請者の全額負担で布せ替え、移設を行うこと。
- 使用する土地の区域境界に境界柱を建植すること。
- 使用料は、別に発行する納入告知書により指定期限までに納入すること。
- 使用料は、期間中であっても変更することがある。
- 使用の権利を他人に移転しようとするときは理事長の許可を受けること。
- 使用期間が満了し、又は使用を廃止したときは、理事長に届け出て、当該公共物を原状に回復し、検査を受けること。
- 使用期間満了後引き続き使用しようとするときは、期間満了の1ヶ月前までに期間更新の申請をすること。
- 公共物管理上その他公益上必要があるときは、使用許可を取消し又は許可の内容を変更することができる。
- 転用地に接している用水路管理（草刈、水路清掃等）は、転用者が行なうこと。
- 工作物の設置場所での諸事故については、申請者の責任と負担において処理すること。